

第1章 近代社会の産物としての国家システム

ステイトとしての国家の誕生

現代人は政治的統治・支配システムが国家 (State) によって担われていることを常識としている。だが、そうした政治的統治システムはルネサンスから市民革命までの、つまり中世盛期といわれる時期から 18 世紀いっぱいまでに形成されたイングランドやフランスを原型とするものにすぎない。カロリング朝によってラテン的キリスト教世界が東ローマ帝国・教会から独立して誕生して以来西欧を支配してきた封建制とは、ジッペ (Sippe) とも言える最小単位の共同体あるいは「全き家」の自治・自律を最基底に、下から上へと、しかも纏れた網のようにジッペを代表する自由人—貴族や騎士 (=旧き「市民」) の契約によって、彼らの意志関係によって構成されていた。日本でいえば、古代の氏族と農業を営みながら武装した平安から戦国末期までの「武士」の「家」がそうしたジッペに似ている。そのようなジッペを基底に構成された中世ヨーロッパでは、自由人から構成される「旧き市民社会 (societas civilis)」が政治的統治体をなし、経済は家政を意味し、権力は自由農民、騎士、貴族、王、皇帝の間で分有され、しかもラテン的キリスト教世界の宗教的権威はローマ教会に置かれていた。言い換えれば、権力は重層的に、しかも当時の「王国 kingdom」を超える領域に配分されていたのである。権力を集中・系列化した統治機構が、国内の諸団体や貴族のもっている権力を吸い込み、ヨーロッパ全体にわたるいかなる権威をも否定して登場したときに、はじめてそれは societas civilis(旧き市民社会)から State(国家)となった。

ステイトとしての国家—この言い方は State に中国語起源の国家という用語をあてた日本における曖昧な国家概念を前提としている—の登場は、中世盛期以後、ことに近代の国際関係をそれ以前の「国際関係」から大きく変えるにいたった。それ以前のヨーロッパは楕円の中心のごとく神聖ローマ皇帝とローマ教皇を国際的権威とし、貴族や教会身分は明らかにヨーロッパ大の、当時としては普遍的なあるいは世界的な身分に他ならなかったからである。まず以下では、ステイトとしての国家に基礎を置く国際関係の諸概念を明確にしよう。

*ステイトの誕生については、佐々木隆生「ステイトとネイション (1) ~ (3)」を参照されたい。

*なお、旧き市民社会の特徴を理解する上では、①Fehde (「私戦」—これは近代国家成立後の観念にとらわれた誤訳) に見られる自力救済権、②Sippe の保護共同体機能、③封建的契約関係の錯綜 (1 人の騎士が幾人もの封主をもったり、王が下位権力者の封臣となるような)、④封建的軍事奉仕義務 (1 年につき 40 日を限るといような) の制限性、⑤民会の伝統などみる「人民国制」的性格を見ればよい。

西欧国家システムの誕生

「旧き市民社会」に代わってステイトが誕生したことは、イングランドやフランスといった王国における政治共同体の変容だけでなく、ラテン的キリスト教世界全体に及ぶ政治システムの変容をもたらすことにもなった。ラテン的キリスト教世界は広く「旧き市民社会」によって構成されていたが、世俗的には「ローマ皇帝」—カール大帝と神聖ローマ帝国皇帝との間に大きな差異があるとしても—を、宗教的にはローマ・カトリック教会を代表するローマ教皇を普遍的権威として擁ぎ、しかも、こうした普遍的権威の存在は「旧き市民社会」と深く関係していたからである。

ラテン的キリスト教世界全体の政治的変動において皇帝と教皇が果してきた位置をステイトとしての主権的領域国家が占めるにいたったことの最終的確認は、宗教改革に端を発した 30 年戦争に終止符を打つ 1648 年のウェストファーリア講和条約 *Instrumenta Pacis Westphalicae* においてなされた。講和条約は神聖ローマ帝国の王侯・貴族が支配するドイツ領邦 *Land* に聖俗に関する領邦高権、つまり主権を認めたのである。ドイツにおいてさえ領邦に對外主権を承認したときに、英、仏、オランダ、スウェーデン、スペインといったステイトの對外主権があわせて承認されたことは言うまでもないことであった。政治的な意味をもつ普遍的なラテン的キリスト教世界の死亡はウェストファーリア講和をもって公然の事実となり、代わってステイトを主軸のアクターとする国際的諸関係 *international relations*—正確に言えばそれは国民 *nation* の間ではなく国家 *state* の間の関係と言えるであろう—が生まれ、西欧国家系あるいは西欧国家システム *western state system* が登場したのである。

*近代国際関係の形成をローマ教会および神聖ローマ帝国の権威の低下の視角から考察したものとして、佐々木隆生「ステイトとネーション（4）」『経済学研究』がある。参照されたい。

国家システムの特質—現代のジッペとしてのステイトと戦争の性格変化

こうしたステイトとしての国家の「對外主権」を基盤とした国家システムあるいは西欧国家系の誕生は、戦争と軍事組織の変容にも規定されていた。つまり、武装した自由人から構成される軍隊は、①火力および「イタリア式要塞」などの登場と、②租税国家によって維持され、砲・騎・歩兵の 3 兵種から構成される常備軍 (*standing army*) の登場によって駆逐されたのである。もはや封建的軍事奉仕義務にしたがって参戦する騎士や貴族その他の自由人では戦争は維持しえなくなり、その結果、軍隊は封建軍から傭兵へ、傭兵から常備軍へと転じ、戦費・軍事費は参戦する封建家臣団が自らまかなうものではなく、租税によってまかなわれるものとなっていった。同時に、このような軍事革命は、武装力・権力の集中・系列化を促し、唯一のジッペ (*Sippe*) としてのステイトを生み出したのである。

国家システムの形成は、キリスト教のためとか神聖ローマ帝国のためという「正義」のための戦争がもはや存在しないこと、戦争は「国家理性」にしたがうものであることを明確にした。これはステイトが唯一のジッペとなったことの当然の帰結でもある。ステイトとしての国家は、自らを自らの行動の裁判官として存在するからである。国家利益(national interest)にしたがって、各国家が自由に戦争を行う時代が到来したとも言える。

自己を正義とする武装力があり、自力救済権が認められた「旧き市民社会」では Fehde(Quarrel)が絶えなかった。つまり、ホッブズの『リヴァイアサン』が「万人の万人に対する戦争」として描いた状態は、仮想世界ではなく、現実の「自然状態」であったのである。ウエストファーリア・システムとは、それになぞらえて言えば、「国家の国家に対する戦争」を自然状態とするに他ならなかった。